

# 山形県公立小中学校事務職員研究協議会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は山形県公立小中学校事務職員研究協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長の指定するところにおく。

(目的)

第3条 本会は学校事務の研究に努め、会員の資質の向上を図り、県教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校事務の研究及び調査に関すること。
- (2) 研究大会、研修会の開催及び参加等に関すること。
- (3) その他本会の目的達成のために必要なこと。

## 第2章 組 織

(会員)

第5条 本会は山形県公立小中学校に勤務する事務職員をもって構成し、会員であった者が、退職後も継続希望を申し出た場合は準会員となることができる。

(支部)

第6条 本会に支部を置く。

2 支部は、山形、上山、東村山、西村山、北村山、最上、米沢、東置賜、西置賜、田川、酒田遊佐の11支部とする。

3 各々の支部は次の4つのブロックに所属する。

村山ブロック：山形、上山、東村山、西村山

最北ブロック：北村山、最上

置賜ブロック：米沢、東置賜、西置賜

庄内ブロック：田川、酒田遊佐

## 第3章 機 関

(機関の設置・運営)

第7条 本会に次の機関をおく。

1. 総会 2. 理事会 3. 役員会 4. 専門部会 5. 事務局会

2 総会は理事会をもって兼ねることができる。

3 やむを得ない理由により、諸会議への招集ができない場合は、書面表決等により審議承認することができる。

(理事会)

第8条 理事会は会長、副会長、理事、専門部長、事務局員をもって構成し、次の事項を審議承認する。

- (1) 会則の改廃に関すること。
- (2) 役員に関すること。
- (3) 事業の運営に関すること。
- (4) 予算および決算に関すること。
- (5) その他本会の運営に関すること。

(役員会)

第9条 役員会は会長、副会長、代表理事、専門部長、事務局員をもって構成し、理事会提案事項を審議及び承認する。

(専門部会)

第10条 本会事業の目的達成のため、専門部をおく。

2 専門部の組織及び運営は別に定める。

(事務局会)

第11条 事務局会は会長・副会長・事務局員で構成し、会務運営の企画立案にあたる。

## 第4章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員をおく。

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| (1) 会長   | 1名                     |
| (2) 副会長  | 3名以内                   |
| (3) 理事   | 各支部2名                  |
| (4) 代表理事 | 各ブロック1名                |
| (5) 専門部長 | 各1名                    |
| (6) 監事   | 2名                     |
| (7) 事務局員 | 若干名 (内、事務局長1名、事務局次長1名) |

2 本会に顧問を置くことができる。

(任務)

第13条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 代表理事は役員会において理事会提案事項を審議する。
- (4) 理事は支部を代表し、理事会の審議事項の解決にあたる。
- (5) 専門部長は専門部活動の推進と部の運営にあたる。
- (6) 監事は本会の会計を監査する。
- (7) 事務局員は会長の指示を受け、会務を処理する。

2 顧問は会長経験者があたり、会長に助言する。

(選出)

第14条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、専門部長、監事は役員会において選出し、理事会で承認する。
- (2) 理事は各支部の代表があたる。
- (3) 代表理事は理事会において各ブロックで選出する。
- (4) 事務局長、事務局次長および事務局員は会長が委嘱する。

2 選出が困難な場合は各支部が候補者を役員会に推薦する。

(任期)

第15条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 欠員により補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第5章 経費

(会費)

第16条 本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 その他

(簿冊)

第18条 本会には次の簿冊を備えるものとする。

- 1 会計簿
- 2 会員名簿
- 3 その他必要な簿冊

(関係団体への加入及び役員選出)

第19条 本会は全国公立小中学校事務職員研究会及び東北地区公立小中学校事務職員研究協議会へ加入し、それぞれの会の規約に定める支部として機能するものとする。

- 2 全国公立小中学校事務職員研究会及び東北地区公立小中学校事務職員研究協議会の規約に定める支部役員の選出については、別に定める。

(公印・発送文書)

第20条 公印の種類は職印とし会長が管理者を指定する。

- 2 発送文書は会長名と公印をもって発送しなければならない。
- 3 電子媒体を介して発送する場合は公印を省略することができる。その場合は「〔公印省略〕」を記載する。

(細則)

第21条 本会の運営に必要な細則は、理事会において別に定める。

附則 本会則は平成 15 年 6 月 4 日から施行する。

附則 本会則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本会則は平成 19 年 12 月 6 日から施行する。

附則 本会則は平成 20 年 12 月 5 日から施行する。

附則 本会則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本会則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本会則は平成 23 年 6 月 9 から施行する。

附則 本会則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本会則は平成 29 年 6 月 2 日から施行する。

附則 本会則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本会則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

山形県公立小中学校事務職員研究協議会  
全国公立小中学校事務職員研究会及び東北地区公立小中  
学校事務職員研究協議会役員等の選出に関する規程

第1章 総則

第1条 この規程は、山形県公立小中学校事務職員研究協議会会則第19条の2に基づいて定める。

第2条 この規程は、全国公立小中学校事務職員研究会及び東北地区公立小中学校事務職員研究協議会が定める支部長・理事・評議員及び代議員の選出に適用される。

第3条 全国公立小中学校事務職員研究会及び東北地区公立小中学校事務職員研究協議会が定める支部長は、会長がこれにあたる。

第2章 全国公立小中学校事務職員研究会の役員

第4条 次の者があたる。

1. 評議員は、役員の中から会長が選出する。
2. 代議員は支部長と評議員があたり、3名を超える場合は役員の中から会長が選出する。
3. 理事の選出依頼があった場合は、役員会で選出し理事会に報告する。
4. 副会長の選出依頼があった場合は、役員会で選出し理事会に報告する。

第3章 東北地区公立小中学校事務職員研究協議会の役員

第5条 次の者があたる。

1. 副会長は会長がこれにあたる。
2. 理事2名は、本会の副会長の内1名及び事務局長がこれにあたる。
3. 研究担当者は研究部長がこれにあたる。
4. 代議員は役員の中から会長が選出する。
5. 監事の選出依頼があった場合は、本会の監事から会長が選出する。

第6条 山形県において東北地区公立小中学校事務職員研究協議会を開催するときは、次のとおりとする。

1. 会長は本会の会長がこれにあたる。
2. 副会長は本会の副会長のいずれかがこれにあたる。
3. 事務局長は本会の事務局長がこれにあたる。
4. 事務局員は本会の事務局員及び大会事務局員若干名がこれにあたる。

第4章 その他

第7条 この規程によりがたい役員等の選出依頼があった場合は、役員会で選出し理事会に報告する。

附則 この規程は平成19年4月1日より実施する。

附則 この規程は平成20年12月5日より実施する。

附則 この規程は平成23年4月1日より実施する。

附則 この規程は平成25年6月7日より実施する。

山形県公立小中学校事務職員研究協議会  
専門部組織及び運営に関する規程

第1条 この規程は、山形県公立小中学校事務職員研究協議会会則第10条の2に基づいて定めるものである。

第2条 本会に次の専門部を置くものとする。

1. 企画研修部
2. 研究部
3. 情報部

第3条 専門部は次の事について研究する。

1. 企画研修部
  - (1) 本会が主催する研究大会・研修会の企画立案
  - (2) 本会の研修計画の策定
2. 研究部
  - (1) 本会の研究推進
  - (2) 本会与密接な関係にある各種団体から依頼された研究発表への協力
3. 情報部
  - (1) 本会が主催するホームページの企画運営
  - (2) 各支部間の交流促進

第4条 部員の選出は次のとおりとする。ただし、企画研修部及び研究部の部員は理事が兼任することができるものとする。

1. 企画研修部 各支部1名
  2. 研究部 各支部1名
  3. 情報部 会長が委嘱する若干名と各ブロック2名
- 2 企画研修部と研究部に会長の委嘱する研究協力者を置くことができるものとする。

第5条 専門部活動の計画及び活動の状況を理事会において報告する。

附則 この規程は平成19年4月1日より実施する  
この規程は平成19年12月6日より実施する。  
この規程は平成22年4月1日より実施する。  
この規程は平成23年4月1日より実施する。  
この規程は平成24年4月1日より実施する。  
この規程は平成25年6月7日より実施する。  
この規程は令和4年6月3日より実施する。

## 山形県小・中学校教育研究会学校事務部会 会則

第1条 この会は山形県小・中学校教育研究会学校事務部会と称し、その運営にあたっては山形県小・中学校教育研究会会則及び細則の規定を適用する。

第2条 この会の事務局は会長の定めるところにおく。

第3条 この会は各地区における学校事務に関する研究活動の連絡・提携・促進をはかり、本県小中学校教育の振興発展に寄与することを目的とする。

第4条 この会は目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各地区における研究活動の連絡・促進・援助に関すること。
- (2) 学校事務の調査・研究に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要なこと。

第5条 この会に次の機関をおく。

- (1) 委員会
- (2) 役員会
- (3) 事務局会

第6条 委員会は各地区の委員および会長、副会長、専門部長、事務局員で構成し、会長が召集し次の事項を審議決定する。

- (1) 会則および諸規程に関すること。
- (2) 役員を選出に関すること。
- (3) 予算の議決および決算の承認に関すること。
- (4) 事業の運営の基本に関すること。
- (5) その他この会の運営に関すること。

2 やむを得ない理由により、委員会への招集ができない場合は、書面表決等により審議決定することができる。

第7条 役員会は会長・副会長・代表委員・専門部長・事務局員で構成し、会務を執行する。

第8条 事務局会は会長・副会長・事務局員で構成し、会務運営の企画立案にあたる。

第9条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 山形県公立小中学校事務職員研究協議会（以下協議会と称する）  
会長が兼務する。
- (2) 副会長 協議会副会長が兼務する。

- (3) 代表委員 協議会代表理事が兼務する。
- (4) 専門部長 協議会専門部長が兼務する。
- (5) 事務局員 協議会事務局員が兼務する。

第10条 削除

第11条 委員は各地区小・中学校各々1名を選出する。

第12条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 代表委員は役員会で委員会提案事項を審議する。
- (4) 専門部長は専門部を統括し、活動を推進する。
- (5) 事務局員は会長の指示を受け、会務を処理する。

第13条 役員の任期は1年とする。ただし再任してもよいものとする。

- 2 補欠役員の任期は前任者の残存期間とする。
- 3 任期が満了しても後任者が就任するまでは、引続きその職務を行う。

第14条 この会の経費は山形県小・中学校教育研究会の配分金・部会費その他の収入金をもってあてる。

- 2 この会に監事若干名を置き、収支会計を監査する。
- 3 監事は協議会の監事が兼務する。

第15条 この会の会計年度は4月1日より3月31日までとする。

第16条 研究活動の推進・充実を図るため、この会に専門部を置くことができる。

- 2 専門部の組織運営は別に定める。

第17条 削除

第18条 この会は協議会と連携し、協議会の事業の一部を担うものとする。

附則

この会則は平成6年2月8日に決定し、同日より実施する。

この会則は平成6年5月27日に決定し、同日より実施する。

この会則は平成8年5月29日に決定し、同日より実施する。

この会則は平成11年2月3日に決定し、同日より実施する。

この会則は平成12年12月14日に決定し、平成13年4月1日より実施する。

この会則は平成13年6月1日に決定し、同日より実施する。

この会則は平成 14 年 12 月 13 日に決定し、平成 15 年 4 月 1 日より実施する。  
この会則は平成 17 年 11 月 30 日に決定し、平成 18 年 4 月 1 日より実施する。  
この会則は平成 18 年 12 月 6 日に決定し、平成 19 年 4 月 1 日より実施する。  
この会則は平成 19 年 12 月 6 日に決定し、同日より実施する。  
この会則は平成 21 年 6 月 11 日に決定し、平成 22 年 4 月 1 日より実施する。  
この会則は平成 22 年 12 月 3 日に決定し、平成 23 年 4 月 1 日より実施する。  
この会則は平成 23 年 6 月 9 日決定し、同日より実施する。  
この会則は平成 23 年 12 月 8 日に決定し、平成 24 年 4 月 1 日より実施する。  
この会則は平成 25 年 6 月 7 日に決定し、同日より実施する。  
この会則は令和 2 年 12 月 4 日に決定し、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。  
この会則は令和 4 年 12 月 2 日に決定し、令和 5 年 4 月 1 日より実施する。

山形県小・中学校教育研究会学校事務部会  
専門部組織及び運営に関する規程

第1条 この規程は、山形県小・中学校教育研究会学校事務部会会則第16条の2に基づいて定めるものである。

第2条 この規程は、山形県公立小中学校事務職員研究協議会の「専門部組織及び運営に関する規程」（以下「協議会規程」という。）の第2条から第5条を準用する。  
ただし、「協議会規程」各条の「支部」は「地区」に、「理事」は「県委員」と読み替えるものとする。

附則 この規程は平成 20 年 04 月 01 日より実施する。

附則 この規程は平成 23 年 04 月 01 日より実施する。